

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

— 職員の服務、勤務時間、休暇、出張等に関する規定の概要 —

On the Regulations of Pubic Senior High Schools

— Continued —

北川 邦一
Kunikazu KITAGAWA

本稿は本誌前号所載の「都道府県立高等学校管理規則の分類」(以下、前稿という)の継続研究である。「分類」に続いては総則事項の検討等他の事項の検討から始める方法も可能なところを標記の副題のようにしたのは、筆者も参加している大阪高等学校教育法研究会で学校管理規則の集団的な研究が進められており、それとの兼ね合いがあるからである。

一 服務、勤務時間等の概念と法律の定め

一般に、教職員に関する法の規定は、職、職務、職員組織に関するものと職員の身分取扱いに関するものとに大別され、後者は、さらに、職員の任用、分限、懲戒、身分保障、服務、勤務条件に関する規定に細分できよう。勤務条件には給与と勤務時間・休暇・休日等が含まれる。

地方公共団体の定める規程では、教職員に関する諸規程は、例えば次のように区分されている(宮崎県の例)。⁽¹⁾

定数、任免・分限・懲戒、給与、旅費、退職手当、服務、勤務時間・休日等、勤務評定、福利・利益保護、職員団体、免許。

学校管理規則における教職員に関する規定としては、各種の職の設置とその職務、職員の任用、職員会議・校務分掌・主任制度等の職員組織、出張・旅行、校外勤務、研修、日宿直、服務、勤務条件に関するものが見られる。

本稿では、このうち、職員の各個の勤務のあり方に関するものとして比較的に近接した性格を有する服務、勤務時間・休日等、宿日直、出張に関する規定のうちで主なもの8項目について概要を把握する。

その前に「服務」や「勤務時間」等の法的概念及び国の法律によってこれらに関して定められている基本的事項を整理しておく。

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

まず「服務」であるが、「服務」とは、「公務員その他の組織または団体に使用される者がその勤務に服するについてのあり方ないしは被使用者としての地位に基づくあり方をいう。」⁽²⁾といわれる。

国のレベルでは、公立学校教職員の服務に関する基本的事項は、地方公務員法、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により定められている。すなわち、服務の宣誓（地公法31条）、法令等及び職務命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上の秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（教育基本法8条2項、地公法36条、教特法21条の3）、争議行為等の禁止（地公法37条）、営利企業等の従事制限（地公法38条）、教育に関する兼業等の特例（教特法21条）、教育公務員以外の者に対する教特法の準用（同法22条）、市町村による県費負担教職員の服務監督（地教行法43条）、県費負担教職員に対する地公法規定の読み替え（地教行法47条）等である。

次に「勤務時間」については、「狭義には職員が上司の監督の下にその職務に従事することを拘束される時間をいう。…（勤務時間は、広義には、狭義の勤務時間の他に休日・休憩時間・休暇等を含めた勤務条件の意味に使われることもある。）。」⁽³⁾といわれる。

本稿では、以下、狭義の勤務時間のほか休日、休憩時間、休暇等を含めて「勤務時間等」ということにする。

次に「休日」及び「休暇」については、次のように説明されている。⁽⁴⁾

休日：「一般には、業務を行わない日をいうが、法令によっては、次のような各種の用例がある。(1)ある種の事業や一定の地域において、一般的に業務の執行をしないものと慣習上定まっている日、すなわち、日曜日、祝祭日等をいう。…(2)国、地方公共団体等の一般の機関が原則として職務の執行をしないものと定められた日をいう（国民の祝日にかんする法律3）。…(3)労働者が労働を休む日をいう。労働基準法35条に規定する休日は、この意味で、(1)又は(2)の休日が一般的に定まっているのに反し、個々の労働者につきその労働を休むものと定められた日をいう。」（以下、「…」は引用者による原文引用の省略。）

休暇：「一般には、継続的な労働関係において、労働の義務を一次的に免除されている期間をいう。／ (1)民間企業、公共企業体等及び地方公営企業の労働者にあつては、労働基準法に定められたものと当事者において定められたものとがある。労働基準法においては、年次有給休暇と生理休暇とが定められている（同法39・67）…生理休暇の期間を有給とするか無休とするかは、当事者の定めるところによる。就業規則には、休暇に関する事項を記載しなければならない。（同法89①1）。…／ (2)一般の国家公務員（国営企業に勤務するものを除く）については、あらかじめ機関の長の承認を経て、勤務時間中に勤務しない期間をいい、すべて有給休暇である（人事院規則15-6①・⑤）。…／ (4)一般職の地方公務員（地方公営企業に勤務する職員を除く。）については、労働基準法39条および67条が

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

適用された上、国および他の地方公共団体の職員との間のつり合いを失しないように適当な考慮を払って条例で定められる(地方公務員法24④・⑥・58③)。(以下、「/」で引用原文中の改行を示す。なお、現行法では生理休暇は労基法68条に基づく。引用中67条とあるのは原文のまま。)

なお、「休暇」という言葉は使われていないが、労基法第65条に産前産後の就業制限(いわゆる「産休」)があり、概念的に休暇に含めることができよう。又、同法第67条の「育児時間」も休暇に近接する概念である。

勤務時間等に関する法律等による国の定めとしては、まず、一般の労働者については、労働基準法(昭22法律第49号)で、次のような原則が定められている。「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。」(第32条・見出し語は「労働時間」)、「使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。/ ②前項の休憩時間は一せいに与えなければならない。」(34条)、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。」又、同法第39条では、使用者は1年間以上継続勤務した労働者に10日から勤続年数に応じて加算され少なくとも20日に及び得る「年次有給休暇」(以下、年休と略す)を与えなければならないことが定められている。以上の原則については、週労働時間を当分の間48時間未満で命令で定めるとする旨の規定を含め但し書きや例外規定があるが、基本的には地方公務員である学校の職員にも適用される(労基法8条・9条、地公法58条3項)。

次に、国家公務員については、「一般職の職員の給与等に関する法律」(昭和25年法律第95号、以下給与法と略称)がその給与のほか、勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めている。同法によれば、「職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について40時間を下らず48時間を越えない範囲において、人事院規則で定める」(第14条第1項)、「職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日についても、同様とする」(第14条の2)、「職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする」(第14条の3第1項)、等とされている。給与法に対して、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号、以下教職給与特別法と略称)によりその特例が定められている。ここでいう義務教育諸学校等には小中盲聾養護学校のほか高等学校と幼稚園が含まれる。教職給与特別法は、国立義務教育諸学校等教育職員については、一般の公務員とは異なり時間外手当は支給せず、勤務時間中の勤務と時間外勤務とを包括的に評価するものとして俸給月額百分の四に相当する額の教職調整額を支給することとしている(第3条)。そして国立の教育職員に時間外勤務を命ずることができる場合は文部大臣が人事院と協議して定める場合に限るとし(第7条)、こ

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

れを受けて「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」（昭和46年文部省訓令第28号）で、時間外勤務を命ずることができる業務として①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③学生の教育実習の指導に関する業務、④教職員会議に関する業務、⑤非常災害等やむを得ない場合に必要業務の五つが挙げられている（第4条）。

公立の義務教育諸学校等教育職員に関しては、教職給与特別法は、国立の教育職員の給与に関する事項を基準とすること（第8条）、時間外勤務については国立の教育職員について定められた例を基準として条例で定める場合に限ること（第11条）等と定めている。又、地方公務員法は、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」（第26条第6項）、「人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則又は公平委員会規則を制定することができる。」（第8条第4項）と定めている。

勤務条件についての規定は見方を変えれば職員の服務に関する規定と見られるものが多く、服務と勤務時間等は一体として検討することが適切と考えられる。

二 学校管理規則その他の規程等における服務・勤務時間等に関する規定の状況

以下、前稿と同じ都道府県立高等学校等管理規則等（稿末の付表）の規定について検討を進める。なお本稿では、県立高校等管理規則とその条項については紛らわしくない場合「福島の規則」さらに「愛媛」のようにあるいは「東京第3条」のように略記することとする。

（一）学校管理規則における服務、勤務時間等に関する規定の全体概況

後掲の表1（28・29頁）、表2（36・37頁）は、各県立高校等管理規則における服務、勤務時間等、宿日直勤務、出張等（以下、服務・勤務条件等という。）に関する規定の状況を示したものである。各規則における各事項の規定の存在状況は非常にまちまちである。端的な例として東京の規則には「服務」についての直接的明示的な規定は見られない（ここで対象とする服務規定としては、具体的な服務規律に関して定めるものを指すこととする。例えば東京第2条は、「校長及び教員は、この規則及び他の法令の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に務めなければならない。」と規定しているが、このように全く一般的な管理原則に類するものは総則事項として別に検討すべきであろう。）。全体として学校管理規則によって職員の服務に関する基本的事項が定められているとは言い難い。翻って地教行法第33条の規定を見ると、「教育委員会は、…その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」とされており、

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

ここには職員の服務、勤務条件は対象事項として直接には挙げられていない。服務・勤務条件を含めて職員に関する事項は、学校の「組織編制」事項の一環として位置づく限りで学校管理規則における規定の対象とされているともみられる。文部省による学校管理規則制定促進の際モデルとされた、市町村立学校の管理規則についての都道府県教育委員会教育長協議会案(昭和31年8月10日)及び同協議会が示した「県立高等学校管理に関する規則(案)」(同年9月1日。以下、前稿と同様、「教育長協議案」でこの後者を指すこととする。)においても、服務及び勤務条件に関連する規定は、校長・職員の休暇、出張、日宿直の各事項に関する3ヶ条のみであった。又、当時における文部省の説明にも次のようにあった。

学校管理規則の規定の対象となる事項は広範囲に及んでいるので、その中のある面については、他の条例規則等で規定されている場合も少なくないであろう。そこで、他の規則で規定されている事項を、重複して規定することを避けて、学校管理規則の中ではこれこれの事項については、〇〇に関する規則に準拠して処理すべき旨を明らかにすれば足りるであろう。…また、場合によっては、次に規定する事項との関係から法令、他の規則に規定してある事項を重ねて規定しなければならないときもあるであろう。…学校の管理運営にあたるかたがたにできるだけ分かりやすく、親切に書かなければならないことを忘れてはならない。⁽⁵⁾

なお、当時、日本教職員組合は学校管理規則の制定そのものを全面否定するのではなかったが、その具体的な制定の動向に対しては「教育の独立性、すなわち自主的教育を根本から変革して、教育を中央統制化せんとする布石以外の何ものでもない」とし、①「学校を管理する責任は教育委員会にある」、②地教行法第33条第1項での管理規則制定の主旨は、教育委員会が教育を進展させるために学校を管理運営するためである、③同項には「『基本的事項について』『必要な規則』を設けるものとあり、細かい学校運営について定めをする主旨ではない」、の3点を基本的態度として闘争をすすめた。その際、「職員の服務」については「服務は地公法及び条例で定められた勤務条件によるべきものである」、「勤務時間、休憩時間、休暇等」については「地公法に基き条例で定めるべき事項である」、宿日直については「職員には義務がない。別に警備員をおく規定を設けるべきである」と反対した。⁽⁶⁾

(二) 服務規程その他の規程による服務・勤務時間等の規定状況

教育委員会は、通常、教職員の服務に関して、学校管理規則以外のいくつかの規程を定めている。又、職員の勤務条件を定める条例並びに人事委員会又は公平委員会の規則・規程の多くは、同時に職員の服務規程としての意味をもっている。そこで、学校職員の服務及び勤務時間等に関して、学校管理規則以外に地方公共団体において具体的にどのような規程が定められているか、その状況の一端を東京、大阪、兵庫、宮城、千葉、鹿児島 の6

都府県を例にみると、次のように区分し得る事項に関する諸規程がみられる。⁽⁷⁾

- ①サービスの宣誓
- ②職務専念義務免除の特例
- ③職員の勤務時間・休日・休暇等
- ④職員団体のための職員の行為の制限に対する特例
- ⑤職員の営利企業等への従事制限
- ⑥出勤簿、欠勤・早退の届など出退勤に関するもの
- ⑦学校警備員・巡視など教員以外の特定の職種の学校職員の服務にかんする規程
- ⑧上記の①から⑦の事項以外の、あるいはその一部をも含めて、服務事項を多少とも総括的に規定している規程(狭義の「服務規程」)

このうち、①サービスの宣誓、②職務専念義務免除の特例、③職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ、地公法の第31条、第35条、第24条第6項により、法律に基づく以外は、地方公共団体において条例で定めなければならないこととされている。

このうち特に③の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例については、その特例として県費負担教職員については、地教行法第42条により都道府県の条例で定めることとされている。これらの地公法24条及び地教行法42条に基づく条例(以下、勤務条例と略称)とその実施規程については、どこまでを条例で定め、どこからを実施規程としての人事委員会規則、教育委員会規則、その他の規程あるいは訓令によるとするか、県立学校教職員と県費負担教職員とについて区分した規程を設けるか・一本の規程で定めるか、給与と勤務時間等のその他の勤務条件とを別個の規程で定めるか一つの規程で定めるか、諸種の対象職員・勤務条件のうち何をとりだして別個の規程を置くか置かないか、等により多岐多様にわたっている。このうち特に公立義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務については、既述のように教職給与特別法により条例で定める業務に限り時間外勤務を命ずることができることとされており、この業務を定める条例として都道府県の大半においては、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」という名称乃至類似の名称の条例を定めているが(宮城、新潟、千葉、東京、熊本、鹿児島等)、時間外勤務を命じ得る具体的な場合を教育委員会規則で定めている例も見られる(大阪府「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」第4条の2、同「府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」第2条、兵庫県「義務教育諸学校等の職員に対し時間外勤務を命ずる場合を定める規則」等)。

④の職員団体のための職員の行為の制限の特例については、地公法第55条の2第6項は、「職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動をしてはならない。」と規定しており、昭和41年、自治省が各都道府県知事宛行政局長通知(自治公第48号)により「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

(案)」を示したので、各都道府県市町村とも共通にこの種の条例を定めていると見られる。

⑤職員の営利企業等への従事制限については、地公法第38条第2項において、人事委員会は職員の営利企業等への従事を任命権者が認める場合の基準を人事委員会の規則によって定めることができると規定しており、各都道府県ともこれによって見られる。

⑥、⑦、⑧の種類規程については、その存否と種類は都府県によって異なっている。⑥の例としては「東京都立学校職員出勤簿整理規程」(昭36都教委訓令甲第9号)、「学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程」(昭59東京都教委訓令第9号)、「県立学校職員出勤簿取扱規程」(昭39兵庫県教育長訓令甲第4号)、⑦の例としては「巡視の勤務時間等に関する規定」(昭44宮城県教委訓令甲第2号)、「県立学校警備員勤務規程」(昭42千葉県教委教育庁訓令第1号)等がある。

次に、上に例にとった6都府県の以上のような規程のうち、⑧に分類され得る狭義の職員服務規程を有する4都府県の規程の名称と内容項目を挙げると、次のようである。

東京都職員服務規程(公布:昭47都訓令第122号。昭59都訓令50号改正時点)

趣旨 服務の原則 履歴事項の届 職員証 着任の時期 出勤簿 年次休暇等の請求等 執務上の心得 出張 退庁時の措置 勤務を要しない日等の登退庁 欠勤の届 私事旅行等の届出 事務引継ぎ 退職 事故報告 非常の場合の措置 この規定に関し必要な措置

大阪府公立学校職員就業規則(公布:昭25府教委規則第9号。昭55年3月時点)

第一章 総則(項目省略)

第二章 就業時間、休憩、休日及び休暇

就業時間 始業及び就業の時刻 休憩時間 休日 生理休暇 特別休暇 休業日 育児時間 日直 宿直 特殊勤務者

第三章 服務

欠勤 早退外出 休暇の届出 服忌の届出 履歴書の提出及び身上異動届 出張中その期間の延長 道府県職員服務規律

第四章 給与(以下の章、項目省略)

第五章 休職及び退職

第六章 保健衛生

第七章 災害補償

第八章 表彰及び懲戒

兵庫県)県立学校教職員の服務に関する規程(公布:昭39兵庫県教育長訓令甲第3号。

昭57教育長訓令第2号改正時点)

趣旨 服務の原則 服務の宣誓 職員証 出勤簿 休暇及び欠勤等 出産にともなう特別休暇 執務 退出時の措置 出張 研修 日宿直勤務 職務に専念する義務

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

の免除 営利企業等の従事 赴任等 履歴書等 住所届 事務引継ぎ等 重要文書等の扱い 非常の際の措置 書類の経由 読替え 特例 補則

千葉県)県立学校職員服務規程(公布：昭39県教委訓令第4号。昭60県教委訓令第7号改正時点)

趣旨 服務の原則 身分証明書 赴任 居住地 出勤 勤務中の離席 時間外勤務 命令 出張命令 研修 休暇 専従許可 育児休業 病状報告 診断書の提出 復帰及び復職 事務引継 兼職及び兼業 受験 職務専念義務の免除 履歴事項の変更 退職 補則

以上により、各県等の学校管理規則における服務に関する規定は当該団体がその所管する学校教職員の服務について定めている規定の全く一部であることが明らかである。したがって、公立学校職員の服務・勤務時間等の規定の検討において、学校管理規則の規定だけの検討は決定的な意味をもつものではない。本稿における検討は、学校管理規則には学校管理上最も基本的な事項が規定されることとされているので各県等における学校職員の服務・勤務時間等の規定の全面的な検討の有力な端緒となるといって位置づけの下に進めるものである。

(三) 各事項に関する規定の整理・比較

(1) 「服務に関しては別に定める」等の規定

表1の縦欄(1)で「服務に関して別に定める等の規定」としたのは、例えば、「職員の服務に関する事項については、この規則に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。」(千葉65条1項)のように、職員の服務に関しては別に定める、との主旨の規定を指している。

このような規定を有する規則においてそれが第何条で規定されているかを「規定条項」の欄に示した。この服務に関して「別に定める」とする場合は、更に、職員の服務に関する事項について、①「教育委員会が、別に定める」(奈良)、「別に教育委員会規則で定める」(埼玉)の例のようにその制定主体を教育委員会としているもの、②「教育長が定める」(神奈川)のように教育長としているもの、③主体を明記せず単に「別に定める」としているもの(茨木、栃木など)に分けることができる。最後の場合、学校管理規則の制定は教育委員会であるから特別の規定のない限り論理的には「別に定める」権限は教育委員会に残されている。

尤も、服務等について取り立ててではなくても「この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。」(北海道第45条)という例のように、学校管理規則の諸規定一般の施行規程等の制定を教育長に委任している場合もある。この場合には、管理規則の施行細則である限りで教育長が服務規程等を定めることができることとなる。そこで参考の

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

表1 都道府県立高等学校等管理規則における服務、勤務時間、休暇、宿日直等に関する規定状況—その1—

都道府県番号	(0) 委任 学委 管任 細の 則対 制象 定等	(1) 服務に関し 「別に定める」		(2) 勤務時間						(3) 休暇・欠勤				
		規 定 条 件	「別に定める」 「制定主体」 委員会 ○△×	校割 長振 がる 時定 間め をる	条 例 等 で 定 め る	管 理 規 則 に 定 め る	そ の 他	時 間 外 勤 務 時 間 語 外 で 勤 務 定	校 り 要 長 日 が 勤 務 変 振 不 更	規 定 条 番 号	条 め 例 に 規 言 則 及 の 定	休 に 暇 は 長 基 が 本 承 的 認	但し書き等特別の定め(教育委員会の承認・教委へ報告など) 略記 承認:無印 教長:教育長 委:教育委員会 校:校長 報:報告 認:承認 許:許可 漢数字 三:3日以上	
101 北海	45長			31	30		32		34		34②	予め届ける 青森21②90日教長に届	34②	六以上教育長に届
102 青森	35長				20		24の2		21、21の2	21①	21②	21の2①精神症の特休は校長が教長に届	21②	二以上は教長が認
103 岩手	54別								23		23①	③ただし十四以上:校は委に報	①	校五は特別(委が認?)
104 宮城	38校			28	28		28	28	29	①	②	六以下の病休・特記以外の特別休は校の認		
105 秋田	55長			25			27	26	30	①	30①	祭日休等但し予め申請書を提出		
106 山形	53長								28					
107 福島	52長					19	19	20	19、21			①	④一月以上、異例は校が教長に届	①
108 茨城	48長	31	△						23			①療養休特休は校が認但し七以上は教長に届		
109 栃木	41長	30	△						26			茨城②無休特休承認は教長に届		
110 群馬	49長	27	△											
111 埼玉	29長	14	○	10					11~11の3	11	11①	但、十及異例は委員会の指示	11②	五以上は委の認
112 千葉	83長	65	○						60		60①	②但、結核・病氣・分娩は委の認	②	
113 東京	40長													
114 神奈川	36長	24	×											
115 新潟	53長								33	①	②		②	
116 富山	34長													
117 石川	—	15	△											
118 福井	33長	25	○						24					
119 山梨	—	16	△											
120 長野	—													岐阜28の2③校長の四以上の病休又は特休は委の認
121 岐阜	49校			28の3					28、28の2		28の2①	但し病休二十は予め委の指示②特休二十は委の認	②	三の特休は委の認
122 静岡	27長								16		16①	但、一月・正常阻害の恐れは委員会の指示	②	
123 愛知	25委								17		17①		②	
124 三重	26長								16②③④			②二十以上委に報告	②	
125 滋賀	36別	32	△				30の2		29			①校が定め②三以上は予め委の承認		
126 京都	44長	28	×											
127 大阪	38長													
128 兵庫	28長													
129 奈良	36校	35	○											
130 和歌山	34校													
131 鳥取	54長	43	×	40		40								
132 島根	—													
133 岡山	26校								11②	11②③	11②	職員の休暇に関することは校長の専決)		
134 広島	24長	17	○											
135 山口	—													
136 徳島	46長			16の2		16の2	16の3		17		17①	要予め承認。又七以上は校長が委に届	②	
137 香川	2委	2					20の2				19①	一月以上は教育長に届 日以外は許可		
138 愛媛	58長			21の3		21			26		①	七以上病は要診断書③年休生休忌引父母祭	①	
139 高知	36長			20		20	20		20		①	校長の専決事項但十四以上校六以上は別		
140 福岡	23長								18		①	別の定により校長が処理	②	委の承認又は委に届
141 佐賀	2校			20	20				17	①	①	①結核は委の認②一月以上、産休は委に報告	③	
142 長崎	46校													
143 熊本	30委			17	17				21	①	①	但一月・結核・校長三日は除く		の承認
144 大分	34別								24	①	②	病氣療養・慶弔は校が認(結核、一月以上は別)	②	③五は予め書で委
145 宮崎	—								25	②	②	予め処理簿による③六日以上書面で理由提出		④六以上は教長に届
146 鹿児島	—	43	×						35	①	①	但公災結核成人病精神症等は別②疑義紛		
147 沖縄	50長	17	△						29	①	①	議は教育長の指示	29	三以上は委が承認
集計		16	5	7	4	11			29	8	26			
教育長案	55校								28					

(注)①福井県教育委員会訓令。(2)長野は県立高校管理規則はないので「学則」。(3)凡例 22:第22条。23の2:第23条の2。18③:第18条第3項、等。同一事項で条が既出で1つの場合、スペースにより単に②等と示すこともある。校:校長。教、教長:教育長。委、委員会:教育委員会。認:承認。許:許可(4)集計欄の数字は該当する条項を有する規則数。

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

ため、(0)欄に、学校管理規則の全般的な施行規程に関する規定のある場合その条項の条番号をまず記し、次いでとその施行規程を定めることとされている主体の別を、教育委員会を「委」、教育長を「長」、校長を「校」、単に「別に定める」を「別」、規定がない場合を「一」で示した。

各学校の個性や自治に教育的意義を認めれば、学校における職員の服務・勤務時間等は、学校の管理上基本的な事項であって条例や人事委員会規則による地方公務員一般の規定とは異なる学校職員に固有の性格を反映した規定がこれも学校の自治・教育の地方自治を反映して教育委員会規則によって定められることは一般論としては否定し難いと考えられる。その場合、服務規程の制定は、できるだけ基本的なものに限られるべきであるだけに、原則的にはその制定は教育委員会に留保されるべきことは当然である。各教育委員会とも「教育委員会事務委任規則」等の名称の教育委員会規則等によりその権限を大幅に教育長に委任することを定めている現状及び服務に関してとは別に学校管理規則の施行細則の制定を多くの場合教育長に委任する規定を学校管理規則においている現状では当面の実態上は大同小異とはいえ、服務規程の制定をほとんど包括的に教育長に委任してしまっている神奈川、京都、鳥取の例は原理的に問題であろう。鹿児島の場合は管理規則の服務に関する規定がかなりあり、その内容の検討とともに、如何なる事項を基本的として管理規則で規定すべきかという問題が別の課題として考えられる。

(2) 勤務時間

【勤務時間の割振り】 学校管理規則にみられる広く勤務時間に関する規定に含められるもののうちで比較的多く見られるのは、勤務時間の割振り等、時間外勤務等及び休暇の承認等の処理に関するものである。

まず、「勤務時間の割振り」及びこれと関連する「勤務を要しない日」の意味であるが、次のように説明されている。

「公立学校の教職員の勤務時間についての各都道府県の条例は、通常、1週間の勤務時間や休憩時間などについての大枠を定めているのみであり、個々の教職員が具体的に何時から何時まで勤務すべきかを決定する必要がある。これを『勤務時間の割振り』という。／ 勤務時間の割振り…により定められた時間内において、職務命令に従う義務や職務専念義務が発生する。…時間外勤務命令が職務命令の一種であるのに対し、割振り自体は職務命令ではなく、これらの義務の履行を要求する勤務条件の具体的な決定といえる。」⁽⁸⁾

勤務を要しない日：「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないこととされている(労基法35条1項)。この規定でいう『休日』のことを、各地方公共団体の条例、規則は『勤務を要しない日』と定めている。勤務を要しない日とは、

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

勤務時間が割り振られていない日すなわち給与支給の対象とならない日のことである。／勤務を要しない日は、1週間に1回与えなければならないが、必ず日曜日でなければならないということではない。各地方公共団体の条例、規則は、原則として日曜日を勤務を要しない日と定めているが、学校運営上必要がある場合等には他の曜日に振り替えることができる」とされている。／なお、条例、規則で定められている休日とは、『国民の祝日』のことで、勤務時間が割り振られているが、特別の命令がない限り勤務が免除される日であって、労基法上の休日（勤務を要しない日）とは異なる。⁽⁹⁾

管理規則にみられる「勤務を要しない日の指定」「勤務を要しない時間の指定」も勤務時間の割振りの一形態ということになる。

規定例：埼玉「(勤務時間の割振り)／第十条 職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。／2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十九号。以下「条例」という。)第三条第三項本文の規定に基づく勤務を要しない日の振替え及び同項ただし書きの規定に基づく半日勤務時間の割振り変更は、校長が行う。」

第2項は後述する時間外勤務にかかわる。

勤務時間の割振りについては、学校管理規則では、「勤務時間の割振り」を行うとの文言のほか、勤務時間、休憩時間及び休息时间等を「定める」、「指定する」等の文言の場合もある。又、高知及び熊本の場合、職員の勤務時間を校長の専決事項とする規定を定めている。愛媛の場合は、校長の割振り決定にあたって教育長の承認を要件すること、割振り決定を職員に周知させることの2点がつけ加えられているほか、別に「教職員は、休日、勤務を要しない日及び勤務を要しない時間を除き、授業を行わない日にも勤務すべきものとする。」(第21条)との規定をおいている。

勤務時間の割振りについて規定をもつ規則はいずれもその決定主体を校長としている。岐阜の場合は「勤務を要しない時間は、校長が指定する」(28条の3)という文言をとっている。福島は、時間の割振りを管理規則で定めて例外的な場合のみ校長が定め得るとしている。

勤務時間の割振りについての規定をおかない規則の場合、勤務条件についての条例又はその施行規程としての教育委員会規則その他の規程が、校長が学校職員の勤務時間の割振りを行うことができる旨を定めている例と、割振りを教育委員会が行うと定め、この権限を校長に委任する等の旨の規定が少なくとも手持ちの規程集等による限りでは確認できなかった例とがある。前者として千葉・新潟・長野・鹿児島各県、後者として東京都・大阪府・兵庫県がある。後者の場合も大阪のように割振りの変更権を校長に与えている(府教委規則昭和41年第2条第2項)場合がある。

勤務時間等については、このほか次に述べる時間外勤務等以外に、「勤務時間等につい

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

では条例の定めるところによる」旨の規定を確認的に置いている例、例外的に福島、徳島のように管理規則自体で時間配分について定めている例がある。

又、宮城28条3項と秋田26条は、教職員の週休二日制に係る勤務時間の指定・変更を校長が行う旨の規定をおいている。

【時間外勤務】 時間外勤務とは、本来、条例等に原則として定められた正規の勤務時間以外の勤務をいう。前述のように教職給与特別法の規定を受けて各都道府県において「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」等が制定されているが、そこで例えば次のように定義されている。

「時間外勤務(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和38年東京都条例第84号)第16条に規定する正規の勤務時間を越える勤務、勤務を要しない日における勤務及び休日における勤務をいう。…)」(昭和47年東京都条例第12号第6条、抄)

次に、例外的に時間外勤務を命じ得る具体的な場合としては、いずれの条例等も等しく、①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③教職員会議に関する業務、④非常災害等やむを得ない場合に必要業務、の4つの場合を定めている。これは前述の国立学校の時間外勤務の五つの場合から学生の教育実習の指導に関する業務を除いたものである。

勤務時間の割振りやその一部をなす勤務を要しない日乃至時間の指定は条例その他の規程で定められた正規の勤務時間内での勤務時間の具体的な決定である。これに対して、正規の勤務時間の枠を越えた変更によって生ずる、勤務を要しない日乃至勤務を要しない時間における勤務は「時間外勤務」である。又、勤務時間の割振り変更も、これを校長が行い、勤務時間の割振り自体は教育委員会が行う場合は、その意味合いはむしろ時間外勤務等に近い。

先に例示した埼玉第10条の第2項に見られる勤務を要しない日の振替え及び勤務時間の割振り変更も時間外勤務の例に属する。このほか愛媛県及び次に示す宮城県の場合は「時間外勤務」の語は用いていないが、校長が時間外勤務を命ずることができる旨定めている。

宮城「第二十八条 (第1項略) / 2 職員の勤務を要しない日の指定及び勤務時間の割振り並びに勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更は、校長が行う。 / 3 学校職員の勤務時間に関する条例附則第二項から第四項までの規定に基づく職員の勤務を要しない時間の指定及びその変更は、校長が行う。 / 4 校長は、特別な事情がある場合には、日曜日を勤務を要する日とし、日曜日以外の日を勤務を要しない日とする事ができる。」

北海、青森、秋田、福島、滋賀、徳島、香川に「時間外勤務」の語を用いた規定が見られ、いずれも具体的には校長がそれを命ずることができるとしている。

勤務時間の割振り変更等は一定期間の総労働時間数を正規の時間数の枠におさめて過重

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

な勤務を避けるための措置である点で、ある期間において代替措置をとることなく所定の勤務時間数を越えての勤務（すなわち、いわゆる超過勤務）を命ずる場合とは区別される。

勤務時間の割振り変更による休日勤務等の代替措置については勤務時間等に関する条例で定められているのが通例であるが、愛媛県の場合は例外的に県立学校管理規則で、「校長は、休日に教育職員を勤務させた場合には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該日から起算して七日を越えない日において与えなければならない」と規定している（第25条の2）。なお、同規則が原則として教育職員には時間外勤務を命じない旨定めている（第21条の3）点も学校管理規則の規定としては例外的である。

「時間外勤務」は、学校管理規則では、次のように、いわゆる超過勤務の意味で狭義に使われている場合もある。

北海道「第三十二条 職員の時間外勤務、勤務を要しない日、休日又は休曜日における勤務は、校長が命ずる。」

他にも、青森、秋田では「時間外勤務」の語を「休日勤務」と並列して、福島、徳島では「勤務を要しない日」の勤務と並列して用いている。

学校管理規則に時間外勤務に関する規定をおかない都府県の場合、長野県では「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」（昭和27年条例第9号）で「任命権者」が時間外勤務を命じ得ることを定め（第6条）、これを受けた「学校職員の勤務時間に関する規程」（昭和46年長野県教育委員会訓令第7号）第5条で校長の勤務時間の割振り変更権限を定めている、東京都では「学校教職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例」第16条で「超過勤務及び休日勤務等」を命ずる権限の主体を教育委員会としている等の例がある。

時間外勤務を命ずる主体についての規定がない場合、論理的には服務監督権者がその主体ということになるが、学校の業務の実態からすると実質的には校長の決定を抜きにした時間外勤務命令は教育的意義を欠くであろう。

（3） 休暇・欠勤等

「休暇」は、継続的な労働関係において労働義務を一時的に免除されているものであるが、これと関連するものとして「欠勤」がある。これについて、「職員が勤務を要する日あるいは時間に勤務をしないことを、広義には欠勤と呼ぶ場合がある」といわれる⁽¹⁰⁾。休暇は、広義の欠勤のうち労働（勤務）をしないことの正当性が認められているものということになる。

しかし公立学校教職員の出勤簿整理規程等において、「欠勤」は、次例のように、年休やその他の認められた休暇、職務専念義務の免除等と区別して、「勤務するべきであるにも拘わらず正当と認められている理由なく勤務をしないこと」の意味で使われていることが

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

多い。

「欠勤：勤務をしないことについての承認を受けないで勤務をしなかった期間にかか
る場合(年休で処理される場合以外の遅刻、早退を含む。)(宮城県「出勤簿取扱要領」
昭和41年学第703号教育長)

さて、休暇に関する教育長協議会案の規定は、次のようである。

「(校長、職員の休暇)／ 第28条 職員の休暇は校長が承認する。ただし、五日以上
にわたる場合及び多数の職員にいっせいに休暇を与える場合は、あらかじめ教育委員
会の指示を得なければならない。」

休暇のうち年次有給休暇は労基法第39条に根拠をおき、その請求は個別の年休の時季指
定権を意味し、使用者が時季変更権を行使しない限り、労働者の請求により年休が成立す
る(昭和48年3月2日最高裁判決)という点で他の休暇よりもその権利保障の度合いが高
い。学校管理規則においても、しばしば他の諸休暇と区別して規定されている。

愛知県学「第十七条 職員の年次休暇の届出の受理又は年次休暇以外の休暇の承認は、
校長がこれを行う。／ 2 前項の規定にかかわらず、校長の三日以上にわたる年次休
暇の届出の受理又は年次休暇以外の休暇の承認は、教育委員会がこれを行う。」

学校管理規則における休暇に関する規定では、一般職員の年次休暇の届出の受理とその
他の諸休暇の承認は校長が行うこととし、校長の一定日数以上のこれらの休暇の届出の受
理・承認は「教育委員会」(「教育長」は少数)が行うとされているのが基本的となっている。

例えば、休暇について規定をもつ北海道、宮城、茨城、埼玉、千葉、愛知、愛媛、福岡
では校長以外の職員の年休届出の受理・休暇の承認は校長が行うとしている。このうち宮
城では年休届の受理についての明示の規定がない。なお、千葉、愛媛、鹿児島、沖縄にお
いて、年次有給休暇の語を挙げて(愛媛)、あるいは年次有給休暇を含めた休暇について(そ
他の場合)、校長の「承認」又は「許可」を受けなければならないと定めているが、時季変
更をしない限り年休が「届出」により成立する点を正しく認めていないものといえる。

校長の一定日数以上の年休届の受理・その他の休暇の承認とその主体については例えば
次のように特別の規定のある場合がある。北海道：引き続き6日以上・教育長(以下、「引
き続き」を省略)、千葉：5日以上・教育委員会、愛知：3日以上・教育委員会、福岡：日
数の規定無し・教育委員会。

請求された年休が「公務の正常な運営を妨げる場合」等における年休の時季変更につ
いては、例えば、北海道、宮城、埼玉は校長が行う、茨城は通常は校長が行う、但し7日
以上にわたる年休の時季変更については校長は教育長に届け出ると規定しており、千葉、
愛媛、福岡、鹿児島などには明文の規定はない。

なお、これに関連して、岐阜、岡山、香川、愛媛、高知では教育長協議会案に倣って「い
っせい休暇闘争」への対応として、多数の職員にいっせい又は一時に休暇を与える場合

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

らかじめ教育委員会又は教育長の指示を受けること等を定めている。

以上のほか、休暇乃至欠勤については各県等の勤務条例等の定めるところにより多種多様となっている。例えば、比較的多い「有給休暇」（北海道、宮城、愛媛）「特別休暇」（宮城、茨城、千葉）のほかにも、「代日休暇」「組合休暇」「有給欠勤」（北海道）、「療養休暇」（茨城）、「病気休暇」（千葉）、「欠勤」「忌引」「父母の祭日休暇」「産前産後の休暇」（愛媛）等、各種の休暇・欠勤の規定がある。これらについても校長が承認することがベースとなっており、それらのあるものを特定して、日数の限定無しに又は一定日数以上の場合に限って、教育委員会乃至教育長の承認を要するなどの規定がある。

(4) 職務専念義務免除

地公法第35条により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか地方公務員は職務に専念しなければならないと定められている。この職務に専念する義務の免除（以下、職免という。）について、法律の定める場合としては、休職（地公法28条②）、停職（同29条①）、営利企業等の従事（同38条①）、教育公務員の教育に関する兼職等（教特法第21条①）、災害救助への従事・協力（災害救助法24条・25条、災害対策基本法71条）等がある。

職免に関する条例については、一つは、大方の地方公共団体とも自治庁が示した準則（昭和26年通知地自乙第3号）に従い、「職務に専念する義務の特例に関する条例」等の名称の条例を定め、これにより職員が「あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることが出来る」場合として、ほぼ共通に次の三つが定められている。①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③そのほか人事委員会が定める場合。又、この条例とは別にもう一つ、既述のように各団体において「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」等の名称の条例によって、地公法第55条の2第6項における職員団体のための職員の行為の制限の特例による職免を定めているのが通例である。

学校管理規則における基本的な職免規定は、指定都市であるが、次の例である。

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59教委規則4）「第20条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長については教育長が、その他の職員については校長が行う。」

県立高校等管理規則における職免の規定は10道県にある。北海道の場合は、上の例と同様の規定に次の二点が付け加えられており、条例で職免の認められる場合を定める時の規定に近い詳しい規定となっている。①横浜市と同様の規定の但し書きとして、「所属職員で次に掲げる場合は、教育長が行う。／ 一 道の特別職として職を兼ね、その職務に関する事務を行う場合／ 二 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合／ 三 道行政の運営上その地位を兼ね

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

表2 都道府県立高等学校等管理規則における服務、勤務時間、休憩、出張、宿日直等に関する規定状況—その2—

都道府県 番号	(5)営利企業の従事、 教育に関する兼職等				(6)公務旅行・出張						(7)私事旅行					
	規定 第○ 条	営利企業の従事 委:教委 長:教育長 認:承認 許:許可	略記 同左	規定 第○ 条	規定 第○ 条	職員の出張		校長の出張		復 命 簿 等 だけ	別 に 定 め る △	命 令 簿 等 だけ	規定 第○ 条		その他	
						但し	特別の手続・条件・制限	〇日以上	〇日以上				〇日以上、海外 校:校長 委:教委 長:教育長	〇日以上、海外 職員 校長		
101 北海	39	②長許	①	40長認	33	〇	海外:命令は教育長が行う	七日以上道外教育長承認				25	三校届	三長届	用務地日程記載	
102 青森	23	②長許		①長認	24	〇	七校長は教に届出る	三以上教育長の承認	〇							
103 岩手					24	〇	十四:校長は委員会に届	五以上委員会の承認								
104 宮城		秋39②離職届		秋40②離職届	30	〇		県外委員会の承認								
105 秋田	39・40	39①長許		40①長認	35	〇		五県外書により長承認	〇			38				
106 山形					29	〇	公務円滑・適切支出									
107 福島	37	長許		長認	31	〇		三教に届、泊県外教届	〇			35	一校届	一長届	36海外一月前に 長届(日数規定なし)	
108 茨城		福島37校長を經由			27	〇		三以上教育長が命ずる								
109 栃木					×											
110 群馬					27					△						
111 埼玉					12	〇	七以上:委員会に届け出る	三以上委員会の承認								
112 千葉					61	〇		要宿泊県外:委の承認								
113 東京					×											
114 神奈川					×											
115 新潟	39	校長を経て教委認		教委認	32	〇		五委届、県外:委の認								
116 富山					×											
117 石川					11の2		(職員出張命令簿)				〇					
118 福井					24		(職員の休暇出張等状況報告書を校長は隔月・委に提)				〇					
119 山梨					×											
120 長野 ²					×											
121 岐阜					29	〇	海外:申請書により委の承認	四の県外、書により委の認								
122 静岡					17	〇	一ヶ月以上:委員会指示をうける	要泊の県外:委の指示								
123 愛知					16	〇		三以上の要泊:委の認								
124 三重					16	〇		七:委員会に届出								
125 滋賀					16	〇	五以上:委員会の承認	三または県外要泊:委認								
126 京都					×											
127 大阪					10	〇	(校長の専決事項)									
128 兵庫					26		(備付表簿)	(出張命令簿)			〇					
129 奈良					8		(表簿)	(職員出張命令簿)			〇					
130 和歌山					29		(備付表簿)	(職員出張命令簿)			〇					
131 鳥取					42	〇		四以上教育長の許可								
132 島根					44		(表簿)	(旅行命令簿)			〇					
133 岡山					11	〇	(校長の職務権限等)									
134 広島					17						△					
135 山口					×											
136 徳島					18	〇		一泊県外:委の承認				17の2	泊校認	17の3	泊委認	
137 香川					20	〇	四以上の教頭の県外:委の承認	校長の50km教育長が命ず					許	徳18の2	海委認	
138 愛媛					23	〇	外国:教育長の許可	七教長に届、県外教長の認	〇			24	七海校	七海長許	海子め長許	
139 高知					19	〇	20出張校長の専決事項	県外:委員会の承認								
140 福岡					19	〇	五以上:委員会に報告	県外五日前に委の承認								
141 佐賀					18	〇		五以上委の認、泊:委に届								
142 長崎					×											
143 熊本					19	〇		県外:委員会の承認	〇							
144 大分					25	〇	七:予め文書により委に届	五:予め文書により委の認	〇							
145 宮崎					23	〇	七:申請書により教育長の承認	四以上書により教育長の認	〇			28	三校届			
146 鹿児島	39	①長許	①	①長許	①											
147 沖縄		鹿①②申請書		及校長の内申	36	〇	②七県外または十:申請書・校長の認									
集計					9	38	30	10				2	6	8	5	5
教育長案					29	〇	五日以上予め委員会の指示	教育委員会が命ずる								

(注)(1)長野は県立高校管理規則はないので「学則」。(2)凡例 22:第22条。23の2:第23条の2。18③:第18条第3項、等。ある事項に付き規定条が一つで既出の場合、スペースにより単に②等と示すこともある。校:校長。教、教長:教育長。委、委員会:教育委員会。認:承認。許:許可
(3)集計欄の数字は該当する条項を有する規則数。

大手前女子学園 (大手前女短大研集)「研究集録」第10号 (1990年)

(表2 続き)

規定 第○ 条	(8)宿日直勤務								(9)赴任 規定期 限○日 以内	(10)事務引継 規定期 限○日 以内	(11)服 務の 宣 誓	(12)届 出・書 類提 出	(13)服 務に 関 する そ の 他 の 規 定 等	都道 府県 番号	
	規定 なし ×	命 ず る 置 く	命 ず る 置 く 可	命 ず る 置 く 可	命 ず る 置 く 可	命 ず る 置 く 可	命 ず る 置 く 可	命 ず る 置 く 可							命 ず る 置 く 可
12 26 31 45	×	①	①	①	①	①	①	①	①	41+	32 37	36 37	○ ○	29 42氏名変更・休職終18職員に関する報告：義務違 19 21の2休職状況・復職予定 反、死亡、届、事故 長に提出 42履歴書41職員団体役員就任申請書は教育 長に提出	北海 101 青森 102 岩手 103 宮城 104 秋田 105
36 39 30 36 33		○	①	①	①	①	①	①	①	33 29	七 七	32 ○	○ ○	18 34の2住所変更届29療養経過報告30復職願 福島34履歴書、同26休職は教育長の承認 福島40校長は職員の勤務状況報告	山形 106 福島 107 茨城 108 栃木 109 群馬 110
23 70 32 38	×		①	②	①	①	①	①	①				○ ○	15職員の健康管理に関して別に定める 63履歴書校長保管59職員進退に関し校長具申など 新潟33の2職員団体役員従事は委の承認 35・35の2病気療養 36氏名住所変更届40雇用人の勤務	埼玉 111 千葉 112 東京 113 神奈川 114 新潟 115
19 20 28	×	①	①	①	①	①	①	①	①					① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	富山 116 石川 117 福井 118 山梨 119 長野 ² 120
34 18 18 12 35		①	①	①	①	①	①	①	①	15 13	七 七		○ ○	14厳正公正 14の1校長は職員の死亡等委員会に報告	岐阜 121 静岡 122 愛知 123 三重 124 滋賀 125
17 12 30	×	①	①	①	①	①	①	①	①					京都 126 大阪 127 兵庫 128 奈良 129 和歌山 130	
51 43 24 21	×	④	③	①	①	①	①	①	①					21職員の進退に関する校長の委への意見具申 岡山11の4校長の職員に関する報告事項 結核療養経過、集団疾病、事故、異例 14職員の給与に関する校長の意見具申	鳥取 131 島根 132 岡山 133 広島 134 山口 135
22 27 27 24 22		①	①	②	①	②	①	①	①					18の3～18の6勤評 30免許取得氏名本籍変更届 14配置21校長の職員に関する報告事項：人数 赴任欠勤身上変化等	徳島 136 香川 137 愛媛 138 高知 139 福岡 140
16 40 18		①	①	①	①	①	①	①	①					19校長は委員会に調査表提出・報告 職員調査、職員勤務調査、死亡等異例	佐賀 141 長崎 142 熊本 143
24 ○ 11		①	①	①	①	①	①	①	①					28校長は職員事故を文書で委員会に報告 31氏名変更届32休職者の療養経過報告	大分 144 宮崎 145 鹿児島 146 沖縄 147
39 35		①	①	①	①	①	①	①	①	14	11	9		集計 教育長案	

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

ることが特に認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合」、②前提として、職務に専念する義務の特例に関する条例及びその施行規則によること。他県の規定は、概ね横浜市の例と類似のものであり、場合によっては、その前提として条例乃至その施行規則による旨が付け加えられている。

(5) 営利企業等の従事、教育に関する兼職等

地公法第38条第2項によって地方公務員の営利企業等への従事制限が定められ、各都道府県等においては、その特例として営利企業等への従事を任命権者が認める場合の許可の基準が「職務に専念する義務の特例に関する規則」又は類似の名称の人事委員会規則で定められている。教育公務員については、さらに、教特法第21条による特例として、「本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には」「教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することができる」と定められ(第1項)、かつ、この場合、上記人事委員会規則の定める基準によることを要しないと定められている(第2項)。

営利企業等の従事と教育に関する兼職等については、学校管理規則に規定のある北海、青森、秋田、福島、新潟、鹿児島いずれもが両者のどちらについても規定している。

営利企業等従事については教育長が許可する、教育に関する兼職等については教育長が承認すると定めているのが通例であるが、例外的に、前者について新潟のみが教育委員会の承認、後者について新潟が教委の承認、鹿児島が教育長の許可としている。ほかに、秋田、福島、鹿児島では、これらの手続きとしてそれぞれ所定の様式の申請書によること、秋田は離職の際に届けを出すことを定めている。又、北海道は営利企業等従事制限に関しては人事委規則によると定めている。

(6) 公務旅行・出張

「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年4月30日法律第114号)によれば、「出張」とは、職員が公務のため一時その在勤官署を離れて旅行(すること)」(第2条第7号)をいい、出張には旅費が支給される(第3条)。地方公務員の場合もこれに準じている。公務旅行には出張以外に赴任の為の旅行等が含まれる。

教育長協議会案の「校長、職員の出張」の項は、次のようであった。

「第二十九条 職員の出張は、校長が命ずる。但し、五日以上にわたる場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。／ 2 前項の規定にかかわらず、校長の出張は、教育委員会が命ずる。」

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

職員の公務旅行ないしは出張については、38規則が規定している。うち、多くが協議会案の形をとっているのに対して、福島、三重、大阪、岡山、高知は職員の出張等に関する事項を校長の専決事項等の条項において規定しており、同案の但し書きや校長の出張規定をもたない。又、上記38規則のうち多数が「出張」の語によっており、「旅行」は北海道、宮城、秋田、山形、愛知、愛媛、高知の7道県である。

群馬及び広島は、職員の出張の命令に関しては、勤務時間の割振り、休暇の承認、職員の服務に関する事項等とともに「別に定める」と規定するだけである。又、石川、福井、兵庫、奈良、和歌山、山口は、出張又は公務旅行自体に関する直接の規定はなく、出張又は旅行命令綴あるいは出張報告書(福井)等、これらに関する表簿の備え付け、文書の提出についての規定のみを有する。

栃木、東京、神奈川、富山、山梨、長野(学則)、京都、山口、長崎の八つには出張又は公務旅行に関する規定がない。

規定のある管理規則の多くは、協議会案を基準にして、1。校長が一般職員の出張等を命ずる又は承認する、若しくは出張等は校長の専決等の処理事項とされ、そのほか、2。但し〇日以上、海外、県外等の場合、予め教育委員会の承認を得るあるいは教委に届ける、3。校長の出張等については〇日以上の場合、県外の場合、予め教育委員会の承認を要する等となっている。一般職員の外国旅行についての規定は3規則にあり、北海道(旅行命令は教育長が行う)、愛媛(あらかじめ教育長の許可)、岐阜(教委の承認)となっている。一般職員の出張等について、何日以上の場合教委に届け出ることの但し書き規定は北海道、宮城など36都道府県の規則にはなく、協議会案より校長の裁量幅が大きくなっている。

次に、校長の出張等については、規定のある規則の多くは教育長協議会案にもかかわらず表に記したような特定の場合に限って教育委員会の承認を要すると定めている(例えば、千葉：宿泊を伴う校長の県外出張は予め教育委員会の承認を受けること、新潟：五日以上の校長の出張は予め教育委員会に届け出ること、校長の県外出張は、教育委員会の承認を得ること等となっている)。

なお、出張等の事後処理として、青森、宮城、秋田、福島、愛媛、熊本、大分の7県は速やかに旅行命令者に対して復命(=命令により処理した事柄の処理報告)をすること、うち前2者以外は文書によるべきことを定めている。

出張等と近接して、「職員が勤務場所を離れて行う研修」あるいは「教特法第20条第2項による研修」について校長の承認を要すると定める例がある(前者は千葉61条・熊本20条、後者は宮崎26条)。この研修は現実には出張命令を受けて出張として扱われることとみられる。

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

(7) 私事旅行

私事旅行について規定している例は、県立学校等管理規則で全国で8県ある。管理規則に規定がない場合も、別の服務規程等で各団体ともおそらく私事旅行について規定を置いているものと見られる。

愛媛県学「第二十四条 校長が、県内七日以上、県外もしくは外国に私事旅行をしようとするとき、又はその他の教職員が、私事旅行をしようとするときは、その目的、行き先及び日数を具して、校長にあつては教育長の、その他の教職員にあつては校長の、許可を受けなければならない。／ 2 校長は、前項の規定によりその他の教職員の外国私事旅行を許可しようとするときは、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。」

上の例は、「許可」を受けなければならないとしている点では異例で、「承認を受ける」としている秋田、徳島(福島は20日以上外国旅行について「教育長の承認」)も少数例、通例は「あらかじめ届ける」となっている。届出等の相手は、通例、校長は教育長、その他の職員は校長となっている。私事旅行についての規定は、このほか、①校長とその他の職員、②国内旅行(さらに「居住地」を離れる場合と「県外」を区別して定める例もある。)と海外旅行、③宿泊日数、のどのレベルまで届出等を要するかによって異なっている。例えば沖縄では「第三十一条 校長は、私事のため海外旅行又は七日を超える県外旅行をしようとするときは、あらかじめ県教育委員会に届け出なければならない。」と規定するだけである。

(8) 宿日直勤務

「宿日直勤務」とは、「正規の勤務時間以外の時間、休日、年末年始休暇などにおいて、本来の勤務に従事しないで行う施設・設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び構内の巡視などを目的とする断続的勤務をいう。」⁽¹¹⁾といわれる。

既述のように、教育長協議会案に対して日教組は、宿日直については「職員には義務がない。別に警備員をおく規定を設けるべきである。」と反対した。

昭和46年成立の教職給与特別法に伴う前述の文部省訓令「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」は全体としては時間外勤務を命じ得る場合を制限するものであったが、その第5条では「宿日直勤務については、従前の例によるものとする。」とした。これを基準として制定された都道府県における「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」等乃至その施行規程(兵庫の場合)には、この文部省訓令第5条に準ずる規定を置く例(宮城、新潟、長野、兵庫、熊本、鹿児島)と、その種の規定を置かない例(千葉、東京、大阪)がある。前者の中にも、長野のように「宿日直勤務につい

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

ては…従前の例によることだできるものとする」としている例、宮城のようにそれに先だつて「県立学校における教職員宿日直免除要領」（昭和44年行第94号教育長）を定めて校長が特に必要と認めるとき以外は宿日直を免除するとし、別に「巡視」をおいている例もある。東京都の場合は管理規則制定の前から警備員の制度によっていたといわれる。

教員等に宿日直勤務を命ずることができるとする場合、宿日直を労働基準法施行規則第23条の「断続的勤務」とみなす⁽¹²⁾。この場合、同条を労基法第41条の施行規定と解釈するとみられる。労基法第41条は同法第五章乃至第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定を適用しない「労働者」として「監視又は断続的業務に従事するもので、使用者が行政官庁の許可を得たもの」を挙げている。上記のような解釈を正当とする学説もあるが、労基法施行規則第23条を根拠法規を欠き違憲であるとする説が正当と考えられる⁽¹³⁾。

教育長協議会案の宿日直に関する規定は次のようであった。

「(日宿直)／ 第三十五条 校長は、休業日及び正規の勤務時間以外の時間において、学校の管理を行なう職員を日宿直として命じなければならない。／ 2 日宿直は、特に教育委員会が承認した場合を除き一人とする。／ 3 日宿直員は、第一項に規定する日又は時間において、学校の施設及び書類の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視を行なう。／ 4 校長は、日宿直員からその職務に関し報告を受けて、その万全を期さなければならない。」

宿日直について47の県立高校等管理規則のうちでは、岩手、東京、山梨、長野、京都、奈良、山口、大分を除く39団体で規定がある。

宿日直についての規定状況は、そもそも規定があるか否かに始まり、規定がある場合も、宿日直の職務の内容を規定している・いないという差異のほか、(1)①宿日直を命ずる、分担させるあるいは分担を定める、②置く・但し特別の事情あるときは置かないことができる、③特別の場合には置くことができる、④宿日直について「定める」、(2)①宿日直に命ずる対象を所属職員と特定している、②特定していない、(3)①宿日直についての定めを校長がして教育委員会あるいは教育長に届ける、②単に「校長が定める」、③単に「定める」、等、様々な場合にわたっており、非常に多様である。そして、現場教職員の強い反対を反映したのか、大半が教育長協議会案を多かれ少なかれ宿日直をしなくてもいい方向に変化させたものとなっている。少なくとも秋田、神奈川、福井、島根、高知、長崎では警備員、校務員その他の、教育職員以外の者に宿日直を行わせることが規定上可能になっている。

例として、鹿児島県は宿日直を置く条項として最も強い部類、島根は宿日直の規定を置かない場合を別とすれば、教員が宿日直をしない可能性を最も強めた規定である。

鹿児島「第十六条 学校に当直員(宿直又は日直の勤務に従事する者をいう。以下同じ。)を置く。ただし、学校の環境その他特別の事情により、当直に代わる措置を行い又は当直員を置かないことができる。」第十七条 前条ただし書の規定による場合を

都道府県立高等学校管理規則の検討(その1)

除き、当直員は、所属職員の中から校長が命ずる。／ 2 当直員は、正規の勤務時間以外の時間、休日及び年始年末の休暇の日において、校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の取受及び校内の監視に当る。」「第十八条 校長は、当直心得を定め、当直員に示達しなければならない。」「第三十四条 学校において備えなければならない表簿は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。…十二 当直日誌」

島根「第四十三 条県立高等学校(独立校舎を有する分校を含む。)に警備員を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、これを置かないことができる。／ 2 前項に規定する警備員に関する事項は、別にこれを定める。／ 3 県立高等学校に必要に応じて宿直及び日直を置くものとする。／ 4 宿直及び日直は、校長がこれを命ずる。／ 5 宿直及び日直は、施設、設備等の保全、外部との連絡等を行なうものとし、その服務については校長がこれを定める。」

県立高校等管理規則におけるサービス・勤務時間等に関する規定には以上に述べた事項のほか、表の(9)～(13)欄にみられるように赴任、事務引継、サービスの宣誓、退職その他に関する規定があるが紙幅の都合もあり説明を略する。

本稿は、サービス・勤務時間等に関する主な規定の分類と概要にとどまった。以上を手がかりとして、各県等のサービス・勤務時間等に関する条例その他の規程、学校管理規則のサービス以外の事項の規定、学則等の検討並びに何よりこれらの事項にかかわる高等学校における現実の問題点と課題の把握に進み、学校運営の基本的事項としての職員のサービス・勤務時間等の基本的あり方を明らかにして行くことを今後の課題としたい。

(註)

- (1) 宮城県教育庁行政課編『必携教育関係法規』昭和57年
- (2) 林修三他編著『法令用語辞典』1976年版・学陽書房
- (3) 文部省内教育法令研究会編集『教育法令コンメンタール』、2001頁、加除式・1990年3月現在。
()内は原文。
- (4) 前掲『法令用語辞典』
- (5) 高石邦雄「学校管理規則について」『教育委員会月報』昭和32年3月号・三一書房『戦後日本教育史料集成』第6巻476頁
- (6) 日教組法政部昭和32年1月24日「学校管理規則の闘いをどう進めるか」・同前470-474頁
- (7) 手持ちの次の法規集による。
 - 東京都教職員組合・東京都高等学校教職員組合編『都条例を中心とした教育法規集』1988年
 - 大阪府教育委員会編『大阪府教育法令要覧』昭和55年
 - 兵庫県教育委員会編『教育実務必携』昭和61年

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第10号（1990年）

- 宮城県教育庁行政課編『必携教育関係法規』昭和57年
 ○千葉県教育庁編『千葉県教育関係職員必携62』昭和61年
 ○鹿児島県教育庁編『教育関係者必携昭和62年版』昭和62年
 (8) 前掲『教育法令コンメンタール』2005頁
 (9)(10)(11) 文部省地方課法令研究会(代表：野崎弘)編著『教育法令用語の基礎知識』1983年。
 (12) 秋田県人事委員会・「内外教育」昭和3月19日号、『戦後日本教育史料集成』第6巻481頁参照。
 (13) 『新版・労働基準法』日本評論社1983年所載の近藤正三・第41条注釈、参照。

付表 検討対象都道府県立高等学校等管理規則一覧（前稿からの再掲）

番号	教育委員会規則名（略称）	当初公布年月日（昭和）	規則番号	最近改正年月日（昭和）	規則番号
1	北海道立学校管理規則（北海道学）	32.3.29	1	61.4.1	9
2	青森県立学校管理規則（青森県学）	32.11.7	11	61.3.27	7
3	岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（岩手県高）	32.1.14	3	62.3.31	4
4	県立学校の管理に関する規則（宮城県学）	32.7.23	9	56.12.	20
5	秋田県立高等学校管理規則（秋田県高）	61.3.18	2	62.9.18	9
6	山形県立高等学校管理規則（山形県高）	41.4.1	3	62.3.	6
7	福島県立学校の管理運営に関する規則（福島県学）	46.3.26	9	62.1.	1
8	茨城県立学校管理規則（茨城県学）	35.5.25	6	62.11.2	10
9	県立学校管理規則（栃木県学）	32.3.30	2	60.12.27	12
10	群馬県立高等学校管理に関する規則（群馬県高）	41.12.29	13	60.5.31	11
11	埼玉県立高等学校管理規則（埼玉県高）	32.9.26	7	60.3.26	3
12	県立高等学校管理規則（千葉県高）	54.4.1	1	61.4.1	7
13	東京都立学校の管理運営に関する規則（東京公学）	35.4.1	8	61.3.31	23
14	神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（神奈県高）	36.4.1	4	63.3.30	4
15	新潟県立学校管理運営に関する規則（新潟県学）	32.4.12	6	58.3.31	4
16	富山県立学校管理規則（富山県学）	32.7.18	3	54.3.12	3
17	石川県立学校管理規則（石川県学）	37.1.11	4	54.3.27	7
18	福井県立学校の管理運営に関する規則（福井県学）	46.6.1	6	62.10.1	4
19	山梨県立学校管理規則（山梨県学）	26.3.30	3	62.3.31	2
20	長野県立高等学校学則（長野学則）	31.4.12	3	62.3.23	1
21	岐阜県立高等学校管理規則（岐阜県高）	39.3.31	3	61.4.1	5
22	静岡県立学校管理規則（静岡県学）	32.3.5	1	61.3.31	4
23	愛知県立学校管理規則（愛知県学）	32.10.5	9	55.3.31	7
24	三重県立学校の管理に関する規則（三重県学）	32.10.30	12	60.3.6	1
25	滋賀県立学校の管理運営に関する規則（滋賀県学）	32.11.15	8	61.6.13	12
26	京都府立学校の管理運営に関する規則（京都府学）	62.12.19	8		
27	大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則（大阪府学）	32.10.5	4	61.3.31	
28	兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（兵庫県高）	35.4.1	4	59.4.1	8
29	奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（奈良県学）	31.11.20	8	62.2.24	22
30	和歌山県立高等学校規則（和歌山県高）	29.12.18	11	58.7.30	6
31	鳥取県立学校管理規則（鳥取県学）	51.4.1	9	62.3.27	2
32	鳥根県立高等学校規程（鳥根県高）	32.12.18	21	61.3.25	2
33	岡山県立学校管理規則（岡山県学）	32.2.1	3	60.12.24	8
34	広島県立高等学校等管理規則（広島県学）	32.3.29	2	62.4.1	4
35	山口県立高等学校等の管理に関する規則（山口県学）	32.3.8	2	60.12.2	12
36	徳島県立高等学校規則（徳島県高）	33.2.7	3	60.3.30	5
37	香川県立学校の管理運営に関する規則（香川県学）	33.9.12	11	61.12.9	12
38	愛媛県立学校管理規則（愛媛県学）	31.11.30	21	63.3.29	1
39	高知県立学校の管理運営に関する規則（高知県学）	35.7.15	8	61.3.31	3
40	福岡県立学校管理規則（福岡県学）	32.6.11	13	55.2.19	1
40'	福岡県立高等学校学則（福岡学則）	32.6.11	14	60.12.	12
41	佐賀県立学校の管理に関する規則（佐賀県学）	58.3.30	2	58.3.30	2
42	長崎県立学校管理規則（長崎県学）	51.3.31	3	61.3.	2
43	熊本県立学校管理規則（熊本県学）	32.12.9	6	60.12.24	31
44	大分県立学校管理規則（大分県学）	42.3.28	1	54.3.31	4
45	県立学校管理規則（宮崎県学）	42.4.1	1	57.3.	4
46	鹿児島県立学校管理規則（鹿児島県学）	31.10.15	12	60.12.20	13
47	沖縄県立学校管理規則（沖縄県学）	47.5.15	7	61.7.1	2
99	【参考】県立高等学校管理に関する規則（案）（教育長協案） （全国都道府県教育長協議会決定）	31.9.1			

【備考】対象規則の識別番号、都道府県名、名称（括弧内は後々用いる便宜上の略称）、規則公布年月日、公布当初教育委員会規則番号、収集規則の最近改正年月日、その規則番号、の順。なお、「最近改正年月日」は1988年1月25日付で各都道府県教育委員会宛に規則送付を依頼し収集、再三の依頼の後、同年7月までに送付されなかったものについては当該県立図書館等所蔵規集等によって収集し本研究で用いる規則のそれを示している。

なお、福岡については本稿では40「福岡県学」のみを対象としている。又、長野には県立高校にかかる管理規則はないので学則を代用している。

—1990年8月31日—